

平成二十七年五月八日提出
質問第一二二五号

新たな日米防衛協力のための指針に関する質問主意書

提出者 長島 昭久

新たな日米防衛協力のための指針に関する質問主意書

日米両政府は、昨年七月一日の閣議決定に基づき安全保障における我が国の役割を拡大することを視野に入れつつ、去る四月二十七日に新たな日米防衛協力のための指針（以下、指針）に合意した。その内容は、我が国を取り巻く安全保障環境の激しい変化や軍事技術の急速な進歩等を踏まえ、十八年前に策定された指針を大幅に改定するものとなっている。

そこで、新たな指針に関して、昨年の閣議決定に基づく政府解釈の変更との関連で、以下質問する。

- 一 新たな指針に盛り込まれた自衛隊の諸活動のうち、集団的自衛権の行使に当たる活動、もしくは、集団的自衛権を行使しなければ実行できないような活動は、具体的にどれであるか。

右質問する。